

# 人権享有主体性

## 1 外国人の人権

- 外国人にも権利の性質上可能な限り人権が保障される。

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由 (表現の自由)	○ (限定付)	わが国の政治的的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない
出国の自由	○	権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない
再入国の自由	×	外国人の再入国は、憲法 22 条により保障されない
参政権	×	①国政参政権は国民主権の見地から保障されない ②地方参政権も憲法上は保障されないが、法律により地方参政権を付与する措置は憲法上禁じられていない
生存権 (社会権)	×	社会保障上の施策において自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される
みだりに指紋の押捺を強制されない自由	○	何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有し、この自由は、わが国の在留外国人にも等しく及ぶ

## 2 法人の人権

- 法人にも性質上可能な限り人権規定が適用される。
- 会社は、自然人同様、政治的行為をなす自由を有し、政治献金もできる。しかし、税理士会はできない。

# 【問題】 人権享有主体性

- 1. わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼすなど、外国人の地位に照らして認めるのが相当でないと解されるものを除き、外国人にも政治活動の自由の保障が及ぶ。 ● H29-3-1
- 2. 日本に在留する外国人のうち、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特に緊密な関係を持っている者に、法律によって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されない。 ● H19-6-2
- 3. わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。 ● H27-3-2
- 4. 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法 13 条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。 ● H27-3-1
- 5. 会社は、自然人と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する。 ● H29-3-2